

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年2月8日（平成28年（行情）諮問第84号，同第85号及び同第88号）

答申日：平成28年5月13日（平成28年度（行情）答申第46号，同第47号及び同第50号）

事件名：情報公開法上不開示になる新聞記事の管理をどのようにしているかが分かる文書の不開示決定に関する件（平成28年（行情）諮問第84号）

行政指導の内容・法的根拠・具体的事例が分かる文書の不開示決定に関する件（平成28年（行情）諮問第85号）

総務省から入手した文書（平成26年度）の不開示決定に関する件（平成28年（行情）諮問第88号）

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書3（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，別表の2欄に掲げる日付及び文書番号により行った各不開示決定（以下，順に「処分1」ないし「処分3」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は，異議申立書によると，以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る文書を特定することができる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 文書1について（諮問第84号）

（1）本件異議申立てに係る対象文書について

本件に係る開示請求は，文書1の開示を求めるものであり，どのような文書を求めているのか特定できなかつたため，法9条2項の規定に基

づき、不開示決定（処分1）を行ったところ、異議申立人から、不開示決定処分の取消しを求める異議申立てがなされたところである。

(2) 文書1の特定について

異議申立人は、以前に「都道府県から提出された児童生徒の触法関係（少年犯罪）に関する報告」（以下「報告書」という。）に係る開示請求時に新聞記事の一部を不開示としたことに納得できず異議申立て及び裁判を行っており、また、今回の請求時にも新聞記事の一部を不開示としたことに納得していない旨話し、上記開示請求を行っていることから、文書1の「新聞記事」は報告書に係る特定の新聞記事を指すものと考え文書の特定を進めた。

異議申立人は既に報告書の新聞記事の開示を受けていることから文書1には該当せず、新聞記事の一部が不開示となる根拠を求めている文書、もしくは新聞記事の文部科学省での管理の仕方に関する文書の情報公開請求と解し、個別の案件については言及していないものの情報公開で一部不開示とする判断基準として「文部科学省における行政文書の開示決定等の審査基準」（以下「審査基準」という。）又は、新聞記事について言及していないものの行政文書の管理については「文部科学省行政文書管理規則」（以下「管理規則」という。）について文部科学省のホームページに掲載されていることから情報提供しつつ補正を求めたものの、その後補正及び特定した内容について複数回における面談時でも特定出来る回答はなかったため、どのような文書を求めているのか判断出来ないことから処分1を行った。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、「開示請求に係る行政文書を特定することができる。」として異議を主張しているが、以上で述べたとおり文書が特定出来ないためとした処分1は妥当であるものとする。

2 文書2について（諮問第85号）

(1) 本件異議申立てに係る対象文書について

本件に係る開示請求は、文書2の開示を求めるものであり、どのような文書を求めているのか特定できなかつたため、法9条2項の規定に基づき、不開示決定（処分2）を行ったところ、異議申立人から、不開示決定処分の取消しを求める異議申立てがなされたところである。

(2) 請求に至る経緯について

以前に異議申立人が開示請求を行った「F81を「学習障害」と理解している人の文書を利用した理由が記載されている文書」等について文書が特定出来ないため文書にて補正を行った。異議申立人は行政機関の長からの補正依頼書ではなく、担当者からの補正依頼書で問題ないとする法的根拠を求められたため、特定年月日AにFAXにて回答（以下「回

答文書」という。)を行ったところ、特定年月日Bに面談に来省された際に、総務省より情報提供を受けたという「平成26年11月28日付け総官第93号総務省行政管理局長通知『行政手続法の一部を改正する法律の施行について』(以下「通知文」という。)を示した上で、再度法的根拠を求めるとともに、文書2について開示請求が行われた。

(3) 文書2の特定について

異議申立人には既に上記回答文書を保有していることから文書2には該当しないと考え、該当する文書は回答文書のみである旨情報提供しつつ補正を求めたものの、その後の郵送や面談時も含めどのような文書の開示を希望しているのか回答はなかったため、どのような文書を求めているのか判断出来ないことから処分2を行った。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、「開示請求に係る行政文書を特定することができる。」として異議を主張しているが、以上で述べたとおり処分2は妥当であるものとする。

なお、行政文書の開示請求書の補正依頼は、「行政文書開示請求書に関する確認」として行政手続法2条6号に規定する「行政指導」に該当し、同法4章の規定が適用される。「行政指導」は口答で行われるか書面によるかを問わず、窓口その他において直接相手方に対して行うものを含むと解されており、行政文書開示請求書に関する確認も通常は担当者が電話等の口頭で説明を加えながら行っている。また、メールや郵送等の場合は電話等による連絡がつかないなどの場合に担当者により行われているものである。したがっていずれの場合も必ずしも行政機関の長であることを求めているものではない。

また、異議申立人が示した通知文も、通知文内の5ページエにおいて、例えば「〇〇大臣」や「〇〇官」と例示したものにすぎず、7ページにおいては事案毎に適切に判断することを求めているのみで、行政指導は行政機関の長にのみよることを求めたものではない。

3 文書3について(諮問第88号)

(1) 本件異議申立てに係る対象文書について

本件に係る開示請求は、文書3の開示を求めるものであり、どのような文書を求めているのか特定できなかったため、法9条2項の規定に基づき、不開示決定(処分3)を行ったところ、異議申立人から、不開示決定処分の取消しを求める異議申立てがなされたところである。

(2) 請求に至る経緯について

以前に異議申立人が開示請求を行った「F81を「学習障害」と理解している人の文書を利用した理由が記載されている文書」等について文書が特定出来ないため文書にて補正を行った。異議申立人は行政機関の

長からの補正依頼書ではなく、担当者からの補正依頼書で問題無いとする法的根拠を求められたため、特定年月日 A に F A X にて回答文書を行ったところ、特定年月日 B に面談に来省された際に、総務省より情報提供を受けたという通知文を示した上で、再度法的根拠を求めるとともに、文書 3 について開示請求が行われた。

(3) 文書 3 の特定について

異議申立人には既に上記通知文は保有していたことから文書 3 には該当しないものと考え、該当する文書は通知文のみである旨情報提供しつつ補正を求めたものの、その後の郵送や面談時も含めどのような文書の開示を希望しているのか回答はなかったため、どのような文書を求めているのか判断出来ないことから処分 3 を行った。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、「開示請求に係る行政文書を特定することができる。」として異議を主張しているが、以上で述べたとおり処分 3 は妥当であるものとする。

なお、行政文書の開示請求書の補正依頼は、「行政文書開示請求書に関する確認」として行政手続法 2 条 6 号に規定する「行政指導」に該当し、同法 4 章の規定が適用される。「行政指導」は口答で行われるか書面によるかを問わず、窓口その他において直接相手方に対して行うものを含むと解されており、行政文書開示請求書に関する確認も通常は担当者が電話等の口頭で説明を加えながら行っている。また、メールや郵送等の場合は電話等による連絡がつかないなどの場合に担当者により行われているものである。したがっていずれの場合も必ずしも行政機関の長であることを求めているものではない。

また、異議申立人が示した通知文も、通知文内の 5 ページエにおいて、例えば「〇〇大臣」や「〇〇官」と例示したものにすぎず、7 ページにおいては事案毎に適切に判断することを求めているのみで、行政指導は行政機関の長にのみよることを求めたものではない。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成 28 年（行情）諮問第 84 号、同第 85 号及び同第 88 号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成 28 年 2 月 8 日 諮問の受理（諮問第 84 号、同第 85 号及び同第 88 号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年 4 月 18 日 審議（同上）
- ④ 同年 5 月 11 日 平成 28 年（行情）諮問第 84 号、同第 85 号及び同第 88 号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、文書1ないし文書3（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とする決定（処分1ないし処分3）をそれぞれ行った。

異議申立人は、文書1ないし文書3は特定することができるとして、処分1ないし処分3（原処分）の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、原処分の妥当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、別表の3欄に掲げる①ないし③のとおりそれぞれ説明する。

(2) 別表の3欄に掲げる①ないし③の諮問庁の説明について検討するに、文書及び面談で行ったとする求補正に係る説明については、本件諮問書に添付された行政文書開示請求書の記載内容と整合していることが認められる。

また、文書特定が必要であり、このままでは文書の特定ができない旨を異議申立人に文書及び面談で説明し補正を求めたものの、回答期限を数か月経過しても回答がなかったとする諮問庁の説明について、これを否定する特段の理由も見いだせないこと、さらに、異議申立人が提出した異議申立書において、処分庁が文書特定のために必要であるとする情報に係る記載は認められないことから、処分庁が更に補正を求めたとしても、当該補正がなされる蓋然性は極めて低いと推察される。

以上の検討から、文書1ないし文書3について補正を求めたものの、回答がなく、該当する文書の特定ができないため、形式上の不備を理由に不開示とした処分1ないし処分3は、いずれも妥当である。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の開示請求につき、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、本件対象文書の開示請求には、行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表

1 本件対象文書		2 原処分の日付及び文書番号		3 諮問庁の説明
番号	名称	番号	日付及び文書番号	
文書1 (諮問第84号)	情報公開法上・不開示になる新聞記事の管理をどのようにしているのかが分かる文書	処分1	平成27年10月30日付け26受文科総第3133号	<p>① 異議申立人からの別件開示請求に対して特定新聞記事の一部を不開示とした経緯があったことから、本件開示請求書の新聞記事とは、特定新聞記事に関するものと考えたが、新聞記事を不開示とする場合の判断基準に関する文書の開示を求めているのか、不開示とした新聞記事の管理方法に関する文書の開示を求めているか定かでなかった。</p> <p>そこで、新聞記事に限定した判断基準や管理方法に関する文書は保有していないものの行政文書全般に適用される審査基準及び管理規則があることから、これらにつき情報提供可能であることを示しながら文書で2回、更に面談で請求文書を具体的に特定するよう補正を求めた。</p> <p>しかしながら、回答期限を数か月経過しても異議申立人から回答がなく、文書1の特定ができなかった。</p>
文書2 (諮問第85号)	情報公開における補正の内容・法	処分2	平成27年10月30日付け26	<p>② 異議申立人からの別件開示請求に対して補正を依頼した際、行政機関の長からの</p>

号)	的根拠・具体的事例が分かる文書		受文科総第 3 1 3 5号	<p>補正依頼書でなく、担当者からの補正依頼書でよい法的根拠を示すよう求められ、ファックスにて回答文書を送付した経緯があることから、本件開示請求は、同回答文書に納得せず、再度法的根拠を示すよう求めるものとも思われたが、開示請求書の記載からはこれに限定されるのか定かではなかった。</p> <p>そこで、文書で2回、更に面談で請求文書を具体的に特定するよう補正を求めたが、回答期限を数か月経過しても異議申立人から回答がなく、文書2の特定ができなかった。</p>
文書3 (諮問 第88 号)	総務省から入手した文書(TEL等による回答を文書化したものを含む)H26年度	処分3	平成27年 10月30 日付け26 受文科総第 3 1 3 4号	<p>③ 平成26年度に総務省から入手した文書は膨大にあることから、開示請求書の記載のみでは、どのような文書を求めているのか不明であった。そこで、異議申立人が本件開示請求をした際、総務省から情報提供を受けたという「平成26年11月28日付け総管管第93号総務省行政管理局長通知」を提示してきた経緯も考慮して、同通知であれば情報提供可能であることを示しながら文書で2回、更に面談で請求文書を具体的に特定するよう補正を求めた。</p> <p>しかしながら、回答期限を数か月経過しても異議申立人から回答がなく、文書3の</p>

				特定ができなかった。
--	--	--	--	------------